

発 総 人 第 1 4 3 号
平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

鳥取市同和対策審議会 会長 様

鳥取市長 竹内 功

「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて（諮問）

「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「条例」という。)」第7条第2項の規定に基づき、条例の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

見直しを必要と考える理由

(1) 第4次鳥取市同和対策総合計画では、「同和行政の今後のあり方について、特別対策は終了し、一般対策へ移行して取り組む」また「同和行政をさまざまな人権問題の解決を目指す総合的な施策で推進していく」こととしております。

したがって、今後の同和行政については、さまざまな人権分野の課題解決との連携・協調を図り、第9次鳥取市総合計画及び実施計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することが適切であると考えます。

そこで、同和問題の解決を中心とした同和対策総合計画の策定や計画の審議機関である同和対策審議会の設置の根拠ともなっている現条例を見直しすることが必要であると考えます。

(2) 近年の国際化、情報化、少子高齢化等社会情勢の変化とともに人権をめぐる状況も変化してきており、より幅広い人権課題に対応する条例とすることが必要であると考えます。